

「1年間、明るく元気に責任を果たす」

木村執行部始動－平成24年度通常総会

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

5月22日、当会会館において通常総会が開催された。木村保夫会長は、「1年間、明るく元気に」を基調として、本年度は、継続した課題の確実な仕上げとともに、会の根本を見直す時期にあるとの認識から様々な改革を検討すると表明した。

会長所信表明

木村会長は、副会長5名を紹介し、「1年間、明るく元気に責任を果たす」をモットーにするとして、所信表明を行った。承継した課題の仕上げとして、昨年度に議決された「会館リニューアル」を挙げ、本年度中に工事を開始したいとした。これに伴い、法律相談センターについて、横浜駅近辺等の交通の利便性がより高いところに進出させること、刑事当番弁護士制度を財政上切り離すこと、試行的に開始された民事家事当番弁護士制度を充実させることを挙げた。

次に、会の根本を見直す時期にあるとの認識から、会務の改革を行うとした。まず、会内の意思決定のあり方につき、定数の定め方、常議員の定数と選出方法について、会員数が千人を超えた当会の現状に合わせた改革を進めるとした。さらに、会の運営を直接担う理事者の負担の軽減のため、早ければ来年度から理事者有償制を実現したいとした。

所信表明をする木村会長

他にも、東日本大震災や福島原発事故による被災者の支援や、被災者国選において不適切な弁護士活動をなくしていくこと、法曹養成制度全体の再検討を始めた政府の動向に対応して会員集会などで議論を進めていくとの表明がなされた。

会務報告等

総会では、議長に水地会員、副議長に岩田恭子会員が選任された。剣持副会長から新入会員及び退会者の報告がなされ、前年度通常

総会の翌日から本総会まで、入会者120名、退会者41名、弁護士法人の入会6件、退会1件であり、当会の会員数は今回の総会現在で、1293名(内、外国特別会員数2名)、法人会員は29法人となった。

平成23年度理事者を代表し、若田前副会長が前年度の会務報告を行った。東日本大震災に対応し、弁護士派遣・電話による無料相談、賠償説明会等の開催、修習生の給費制存続のため、公的活動を行う弁護士の存在意義に対する市民の理解を求め、前野弁護士追悼集会、パシフィコ横浜での弁護

士業務改革シンポジウムと中規模サミット、韓国・中国の弁護士との国際交流、財政改革特別委員会の設置、民事家事当番弁護士制度の創設、広報推進委員会・人材育成支援等推進委員会の設置等が報告された。

次に、調査室、財務室、事務局運営室、武井日弁連副会長、各委員会から、活動実績や今後の方針等について報告がなされた。この内、財務室からは、会館リニューアルについて消極的であった理由が再度述べられ、日弁連副会長からは、ひまわりホットダイヤル等の広報関係、消費者と貧困に関する意見書の提

出、法曹養成制度に関する提言などの活動が報告された。会員全体への呼びかけとしては、子どもの権利委員会から全面的国選付添人制度の実現に向けての協力が、就業問題対策委員会から修習生の就職と早期独立者等支援の協力がそれぞれ要請され、弁護士業務対策委員会からは支援要請制度が紹介された。また、法教育委員会からはサマースクールや出前授業への協力が、若手会員育成支援委員会からはチャーター制度への協力がそれぞれ要請された。

次に、第1～3号議案

議案

次に、第1～3号議案

議決風景

議決風景

平成24年度 関弁連定期弁護士大会・シンポジウム開催のお知らせ
日時：平成24年9月21日(金) 午前10時から
場所：ホテルニューオータニ幕張2階「鶴(中・西)」



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり

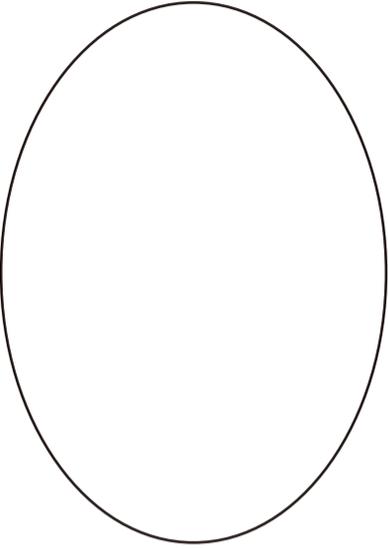
思い立って、カメラを片手に横浜公園を散歩した▼新緑の季節も終わりに差しかり、木々はそれぞれ思い思いに梢を伸ばすなどして生命を謳歌している。生き物全ての色、形が美しい季節である▼カメラを上に向けて撮影する。空の青と櫻の緑のコントラストが、鮮やかに画面に映し出される▼しかし、カメラに映る櫻の緑と人の目を通して見た櫻の緑とは明らかに違いがある。技術の問題もあるが、やはり直接目で感じた色の躍動感、レンズを通して見た色とは比べるべくもない▼思えば、人の目を通して見た色や形も、実は自然の姿そのものとは異なるのかもしれない。見るといふ行為には、人それぞれの心で感じる過程が不可欠だからである。また人はそれぞれ心を異にするから、目に映る色や形がみな同じであるとの保証は何もない。なぜなら例えばアシサイの花を二人で眺めても、その鮮やかな青色が目に見える様を互いに確認する方法がないからである▼ひとしきり考えた後、思い切ってカメラを腕にしまってみた。様々な色や形が目飛び込んで来た時、ふと「思い込み」という心のレンズも外れたような気がした。

(千歳 博信)

私の事件ファイル

殺人被告事件

会員 村瀬 統一



4歳の子が『ママやめて!』と叫ぶ眼前で、母親が1歳の子の首を絞めて殺したという事件(国選)である。被告人との面会を重ね、夫や母親が

ら事情聴取しているうちに、被告人には精神病院への入・通院歴があること、母親の複数の姉妹にも軽度の精神障害者がいることが分かった。早速

担当医に面会し、さらに被告人の犯行前後の日常生活振りを詳細に調査した結果、責任能力を争うこととし、以上の調査結果を含む鑑定請求書を提出した。

検察官の意見は、一過性育児ノイローゼであり、その必要なしというものであったが、裁判官は合議のうえ、夫や母親に対する尋問を経て判断するということになり、その証人尋問終了後鑑定請求が採用され、大学教授でもある医師が鑑定人

に選任された。数か月後に提出された鑑定結果は、「被告人は、犯行時、非定型精神病の長期間の経過による特異な人格変化のうえに、育児の負担等の心理的ストレスが加わり、精神病的状態に陥っていたもので、是非弁別能力と、これに従って行動する能力は、著しい程度に低下していたと考えられる」というものであった。

その後、県内の社会復帰施設を洗いざらい電話したり、パンフレットを取り寄せたり、訪ねたりしたもの、直ちに入所できる所が見つからず、いよいよ被告人質問および

3日後、「あの晩自宅に帰り、子供にそのようになると説明したところ、『弟を殺したママは許せない、一緒に住みたくな』と言って泣くので困った」という相談を受けた。なるほどどうやら似たような反省をするとともに、近所に住む母親の家はどうかと考え相談したところ、母親は引き取りたいと言ってくれたが、要介護の父親が同居していることが分かった。

その後、県内の社会復帰施設を洗いざらい電話したり、パンフレットを取り寄せたり、訪ねたりしたもの、直ちに入所できる所が見つからず、いよいよ被告人質問および

び論告求刑・弁論の日も迫ったところ、被告人に接見し、以上の報告をするとともに、被告人の考えを聞いたところ、「一日も早く夫や子供の元に帰りたいと思いますが、子供がそのように言うのであれば、それを受け止めてあげるのが母親としての役目だし、先生(鑑定人)が投薬治療を適正に行えば再発や憎悪はほぼ完全に抑制されると言ってくれましたので、医療刑務所に入れればと思います」と淡々と言うのであった。

さて、どのような被告人質問や弁論をすべきなのか、思い悩んだ事件であった。

未成年後見制度の拡充、子どものシエルターの公制度化を提言し、また児童ポルノに関する法律に関しては、単純所持を違法と宣言しつつ、刑罰化には反対する意見を述べている。

また、今般の家事事件手続法で導入された「子どもの手続代理人」(子ども)

子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

更に、少年院法の大改正や少年鑑別所法制定に関し意見を述べ、これらの施設に第三者視察委員会が設置されるよう提言している。

子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

更に、少年院法の大改正や少年鑑別所法制定に関し意見を述べ、これらの施設に第三者視察委員会が設置されるよう提言している。

極めて広い活動範囲

日弁連の委員会～子どもの権利委員会

日弁連子どもの権利委員会は、少年法「改正」対策本部を発展改組して平成4年に設置され、子どもの権利全般に関する諸活動を展開している。当会からは、現在、委員2名、幹事5名が派遣され、それぞれ重要な役割を果たしている。活動範囲は子どもの権利全般と

極めて広いが、そのいくつかを紹介したい。

1. 全面的国選付添人制度の導入
身柄拘束をされた全ての少年に対して国選で付添人が付される制度の導入は、日弁連の長年の悲願であったが、当番付添人の全国実施や全国各地

子どもの権利条約を国内で実効性あるものとするため、権利基本法の制定を政府に求めている。また、子どもの人権相談窓口の全国化やいじめ問題、学校教育問題に取り組んでいる(いじめハンドブックの作成等)。

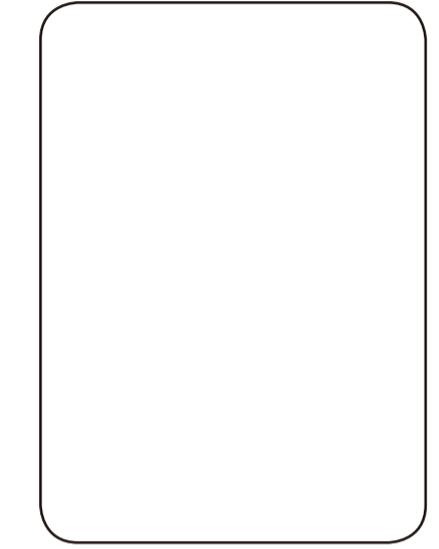
2. 子どもの権利基本法の制定等
子どもの権利条約を国内で実効性あるものとするため、権利基本法の制定を政府に求めている。また、子どもの人権相談窓口の全国化やいじめ問題、学校教育問題に取り組んでいる(いじめハンドブックの作成等)。

3. 児童虐待の防止に向けて
児童虐待等の被害を受けた子どもからの事情聴取は、司法と福祉の関係機関が連携し、できるだけ1回で行うという「司法面接制度」の導入を目指し、関係省庁との情報交換を始めている。

4. その他
児童虐待等の被害を受けた子どもからの事情聴取は、司法と福祉の関係機関が連携し、できるだけ1回で行うという「司法面接制度」の導入を目指し、関係省庁との情報交換を始めている。

また、今般の家事事件手続法で導入された「子どもの手続代理人」(子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

更に、少年院法の大改正や少年鑑別所法制定に関し意見を述べ、これらの施設に第三者視察委員会が設置されるよう提言している。



子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

更に、少年院法の大改正や少年鑑別所法制定に関し意見を述べ、これらの施設に第三者視察委員会が設置されるよう提言している。

子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

更に、少年院法の大改正や少年鑑別所法制定に関し意見を述べ、これらの施設に第三者視察委員会が設置されるよう提言している。

子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

更に、少年院法の大改正や少年鑑別所法制定に関し意見を述べ、これらの施設に第三者視察委員会が設置されるよう提言している。

子ども自身の申立てや参加をサポートする弁護士)をを広げるため、マニュアル作成や研修を準備している。

医療観察法付添人活動に関する研修会

理解を深めて権利擁護に資する付添人活動を

6月1日、高齢者と障害者の権利に関する委員会主催で、松本委員長による医療観察法の付添人活動に関する研修会が行われた。

医療観察法では、心神喪失または心神耗弱状態で重大な他害行為を行った対象者に対し、指定の医療機関に入通院をさせるか否かについて審判を行う定めになっており、その際、対象者の権利擁護活動を行うのが付添人である。

しかし、多くの会員は、医療観察法自体になじみがなく、十分な知識を得る機会が少ないことから、同法についての理解を深め、対象者の権利擁護に資する付添人活動を行う事ができるよう本研修会が実施された。参加者は63名で、医療観察法への関心の高さを示す結果となった。

研修会では、まず、医療観察法成立の沿革やその概要、審判手続の流れ

について、豊富な資料に基づき、初心者にも分かりやすい解説がなされた。さらに、付添人の役割として対象者の環境調整を図ることが重要であること、対象者と面会する際の意思疎通には工夫が必要であること、早い時期から鑑定医、鑑定入院先のケースワーカー、社会復帰調整官等関係者より情報収集することの重要性、意見書を作成する際のワンポイントアドバイス等、松本委員の豊富な経験に裏打ちされた実践的なテクニックが次々と披露され、多くの会員が熱心に聞き入っていた。

当委員会は、医療観察法が会員にとって身近になるよう、今後も同様の研修会を企画する予定なので、会員の皆様もぜひ、医療観察法付添人候補者名簿に登録をされるようお願ひしたい。

(高齢者と障害者の権利に関する委員会)
委員 平賀 孝治

専門実務研究会 不動産法研究会

更なる充実を図る 不動産法研究会

5月28日の研究会の様子

不動産法研究会は、平成17年3月に、立川正雄... 質貸借契約書の例文・活用... 例の紹介など、タイムリーな話題や普遍的なテーマを取り上げてきた。さらに、新規登録弁護士研修「登記実務」、修習生向けの選択型修習「不動産法の実務」、市民法律講座「どうなるあなたの借地権」、市民法律講座「どうなるあなたの借家権」などの研修会や講演を行い、専門実務研究第6号では「地震災害と不動産法務」と題して、実務的な問題についてQ&A方式で解説する等、

幅広く活動することができた。今年度は、5月28日に定期借家契約の活用方法をテーマとして川村健二会員が研究発表を行った。次回は7月31日、次回は9月27日の活動を予定している。なお、今回の活動より代表幹事を筆者が引き継ぐこととなったが、今後も、幅広く不動産法を巡る問題を集め、会員のスキルアップに役立つ情報を提供したいと考えている。研究会員は随時募集しており、また、取り上げて欲しいテーマや、自ら発表を希望するテーマがあれば、是非代表幹事宛にご一報頂きたい。(会員 及川 健一郎)

会長声明をめぐる 真剣な議論

会員 工藤 昇 (45期)

当会は、重要な法律上、人権上の問題に対して、しばしば会長声明を出し、積極的に、弁護士会としての意見を表明している。約1300人もいる会員の意見を集約し、会としての意見にまとめ上げるのは、ただ事ではない。議題を準備する執行部の苦勞も相当なものだと思いが、なにしろ、常議員会は、意見集約の最後の機会だ。ここで闘

わされる議論は迫力に満ちている。たとえば、4月6日、第1回常議員会には、緊急議案として、死刑執行に関する会長声明発表の件が上程された。直前になされた1年8か月ぶりの死刑執行を受け、急遽議題とされたものだ。当初初めての集まりなので、事実上、顔合わせ程度で終わるのだろうと思っていたが、この声明案を巡って、激しい議論が交わされた。もちろん、弁護士であっても、死刑に対する考え方は、人によって違う。議論は紛糾したが、

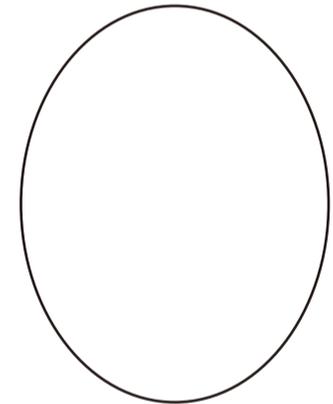
常議員会 の い ま

理事者室

だより

理事者室で何してるの？

副会長 高岡 俊之



幸い、執行部のモットーである「明るく、元気な執行部」は、現在までのところ、どっぴかり、好調に運営している。

あるが、この書類が入ったファイル群がすごい。冗談ではなく、放っておくと高さ50cm以上にはなる。ファイルの色は、事案ごとに黄・青・グリーン・赤と分類されており、カラフルであるが、決して愉快なものではない。ファイルすべてに、指示をして押印するので、結構大変である。スポーツで言うと、司令塔みたいで、アメフトのクォーターバックに似ている気がする。

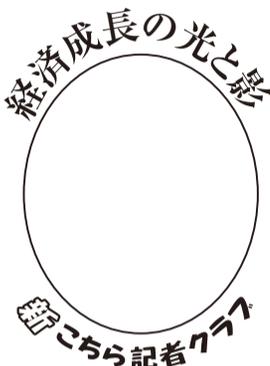
木村執行部が出勤して、早いもので3か月が経過した。

今回は、副会長を経験していない会員、特にこれから副会長を目指して

まず、私は、理事者になるまで、「会長・副会長は、月曜から土曜日まで、ずっと2階の理事者室の中に籠もっているものだ。だから、弁護士業

私はなぜか金曜日担当なので出張があまりない。ちなみに、会長には日直はない。日直の仕事は、当日の決裁書類を処理するので

どうでしょう。副会長を目指す気になりましたか。



石綿が日本の経済成長に貢献したのは事実だ。一方で石綿が健康被害をもたらしたのも、また事実だ。結果的にせよ、国は生じたリスクの責任を取るべきではないのか。原発事故に揺れる「災後」の今こそ、繁栄の裏側の現実に向き合うとき。石綿の今を振り返る。

目の前で男性がシャツを捲り上げた。背中から胸にかけてS字に残る手術の痕。大工だった男性は、かつて建設現場で吸い込んだアスベスト(石綿)により中皮腫を発症し、左肺を切除した。男性は帝国ホテルや衆議院議員会館、代々木国立競技場の建設に携わるなど、文字通り日本の高度経済成長とともに歩んで来た。彼らの犠牲の上に、今の自分の生活がある。「ジャパン・アスベスト・ナンバーワン」ともてはやされた繁栄の時代のもう一面を、見せつけられた思いだった。

この男性をはじめ健康被害を受けた建設作業員らが、国や建

石綿訴訟において国の主張を支えていたのは、「リスクは認めるが、安価で耐火性、耐久性に優れた石綿によって恩恵を受ける国民もいる。リスクを抑え

ながら管理していた」という論理だ。放射能汚染のリスクを抱えながら、エネルギー政策のため導入を進めた原発とスタンスは同じ。

石綿が日本の経済成長に貢献したのは事実だ。一方で石綿が健康被害をもたらしたのも、また事実だ。結果的にせよ、国は生じたリスクの責任を取るべきではないのか。

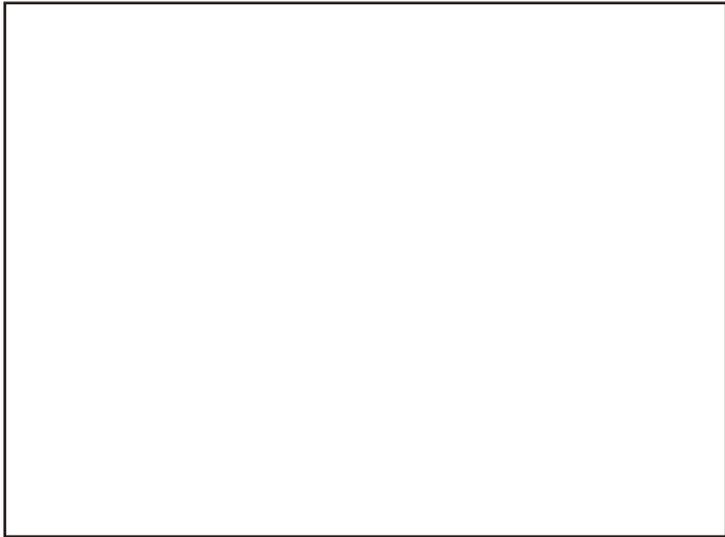
原発事故に揺れる「災後」の今こそ、繁栄の裏側の現実に向き合うとき。石綿の今を振り返る。

石綿訴訟において国の主張を支えていたのは、「リスクは認めるが、安価で耐火性、耐久性に優れた石綿によって恩恵を受ける国民もいる。リスクを抑え

石綿が日本の経済成長に貢献したのは事実だ。一方で石綿が健康被害をもたらしたのも、また事実だ。結果的にせよ、国は生じたリスクの責任を取るべきではないのか。

将棋指導対局

合計25段に快勝!

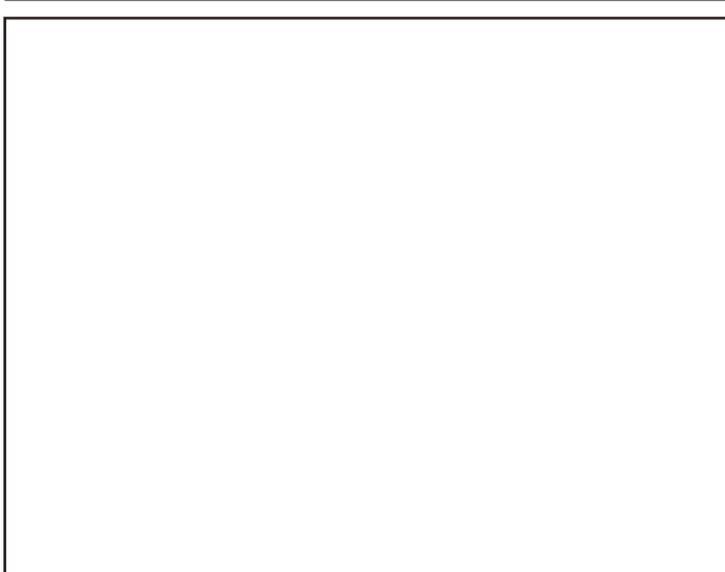


前列左から森下9段、鈴木2段、島9段、飯塚7段

5月26日13時から、弁護士会館で、毎年恒例のプロ棋士による将棋指導対局(幹事:松延成雄会員)が開催された。今年、島朗9段、森下卓9段、飯塚祐紀7段、鈴木環那女流2段とい...

2段に昇段したばかりという、これ以上は望めないというすごい指導陣である。何故、この私がこの記事を書いているかという...

島9段からは、このメンバーに角落で3連勝は例がないと激賞された。対局終了後、プロ棋士の先生方と参加会員とで中華街で大いに盛り上...



デスク 大和田 治樹
記者 奥園 龍太郎
両角 幸治
大河内万紀子
三橋 潔
城田 孝子
千歳 博信

テニス部対抗戦

前日の飲み過ぎが

敗因?

一弁テニス部との対抗戦は、今年で第28回となる横浜法曹テニス部伝統行事である。泊りがけのテニスを通じて、一弁テニス部との親睦を深めることを目的としている。

2日目は、いよいよ一弁との対抗戦である。1人2試合で合計22試合が行われた。親睦を深めることが目的とは口先だけ、どの試合も勝利を勝ち取るべくあの手の手を使つての真剣勝負であつた。

さて、今回も、上は84歳のベテラン会員である榎本勝則会員が、下は高校生が、更に小さいお子さん連れの会員や若手会員も参加して、老若男女が集う家族のような雰囲気の中で行われた。試合の結果はともかく、アットホームな雰囲気売りの横浜法曹テニス部の一大行事としては今回も大成功であつたと思う。

島9段からは、このメンバーに角落で3連勝は例がないと激賞された。対局終了後、プロ棋士の先生方と参加会員とで中華街で大いに盛り上がった。田子璋会員持ち込みのワインがとびきりおいしく感じられたものである。

6月2日恒例の囲碁大会開催。今回から初心者向けの9・13路盤を導入して参加者を募つた結果、初心者のみで7名の参加があつたこともあり、盛況のうちを終了しました。参加は弁護士14名、司法修習生2名、弁護士会職員1名、法律事務所職員1名。この間横弁新聞で説明を忘れていました。修習生、法律事務所職員の方の参加も歓迎しております。

一般の部の優勝は三浦修会員。初心者9路盤は橘大地会員と永井千穂さんが同点優勝。三浦修会員のコメントは省略して、初心者9路盤の参加者のコメントを紹介します(敬称略)。「慣れないせいか、疲れるまで1日頭を使いました」(妹尾孝之)「本当に楽しかったの、さらに囲碁の勉強をがんばります」(澤田美穂子)「囲碁大会楽しかったです!大会の合間に囲碁のレクチャーもしていただいて勉強になりました」(高田沙代子)「楽しかったです!もっと強くなりたいと思

勝できて嬉しい。この気持ち必ず上達に繋がります。今日1日で囲碁というものをつかんだ気がします!」(永井千穂)「永井さんに対抗して!この悔しい気持ちを必ず上達に繋がります。今日1日でもわかつてなかつたことわかつた気がします!」(水口かれん)
同レベル同志の対局は、やはり燃えるようです。定例大会の他、月1回初心者のための大会を開いています。日時・場所は三浦修会員、柴野真也会員、以上の9路盤参加者あるいは筆者までお問い合わせください。
(会員 植田 薫)

トキの巣作りが話題になったが、我が家ではトキならぬムクドリが雨戸の戸袋に巣を作る。
昨年の巣立ち後に防止策を講じたが、今年同じ場所に巣を作っている。
一心不乱に巣に餌を運び、雛が育つとギョーギョーと騒がしい鳴き声で巣立ちを促し、人間の存在にもお構いなしの様子である。
ムクドリが絶滅危惧種に指定されることはなさそう。
編集後記